

福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書

次の者について、不妊治療を実施しこれに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の住所
名称
主治医氏名

印

(署名または記名押印)

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

受診者氏名 (ふりがな)	夫	()	妻	()
受診者生年月日 (和暦) ※1		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F 該当する記号(注参照)に○を付けてください		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 該当する番号に○を付けてください	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ()			(精子回収の有無) 1.有 2.無
今回の治療期間 (和暦) ※2	年 月 日 ~ 年 月 日			
今回の治療への 保険の適用	該当する番号に○を付け、()内を記載してください。(※胚移植術の算定回数)			
	1. 有 (保険適用 回目※) 2. 無 (これまで保険適用で治療された回数 回目※)			
* 保険適用通算1回目の治療開始時(初回生殖補助医療管理料の算定日)の 妻の年齢 () 歳				
実施した先進医 療の内容	(該当に☑)			
	<input type="checkbox"/> 子宮内細菌叢検査 (EMMA/ALICE) <input type="checkbox"/> タイムラプス <input type="checkbox"/> 子宮内膜受容能検査(ERA) <input type="checkbox"/> S E E T法 <input type="checkbox"/> その他 ()			
(該当の場合☑) <input type="checkbox"/> 当医療機関は、実施した先進医療技術に係る実施医療機関として、届出を行っている 又は承認されている医療機関です。				
領収年月日(和暦) 年 月 日 ~ 年 月 日 [今回の治療にかかった金額合計] 今回の治療内容に応じて、①、②のいずれか該当する方に記載してください。 ①保険診療分(「先進医療」を申請する場合) 領収金額: 円 (うち、先進医療費用 円+証明書代 円) ※保険診療分と先進医療分(証明書代含む)の総額を記載してください。 ②自費診療分(「保険診療と保険外診療の併用」又は「保険の年齢・回数上限超過」を申請する場合) 領収金額: 治療費 円+証明書代 円 該当に☑(☐「保険診療と保険外診療の併用」 ☐「保険の年齢・回数上限超過」) (①②共通) ※助成対象費用には治療を受けるために受診した際の初診料や再診料を含みます。 ※治療に直接関係のない費用(入院費、食事代、凍結胚等の管理料、保存料等)は対象外です。 ※男性不妊治療を併せて実施した場合は、その金額も含めて記載してください。				
今回の治療結果※3	該当する番号に○を付けてください。 (1) 妊娠した (2) 妊娠せず (3) 治療中止 (4) その他 ()			

(裏面あり)

- ※1 年齢は、「今回の治療開始期間」欄に記載する始期の時点における年齢を記載してください。
- ※2 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日（初回生殖補助医療管理料の算定日を含む）から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
- ※3 治療結果は妊娠判定時の結果を記入してください。

なお、治療結果は助成の可否には影響しません。また、治療内容及び結果に関するデータは統計を作成する目的だけに用いられます。集計結果の公表においても、調査票に記入されたデータはすべて統計的に処理され、個人を特定することはできません。

（注1）助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

（注2）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

（注3）Dについては、患者の体調悪化等により、治療を継続することは、患者の身体的・精神的負担が大きく、胚移植はもはやできないと判断された場合をさします。母体の状態を整えるため、一定の間隔をあけた後に胚移植を行う場合は一連の治療とみなすことができ、Bとして申請できます。